



## 3 耳標関係

### (1) 耳標発注・配付について

参考として平成20年度の通常耳標送付は、平成20年2月に牛個体識別台帳(全国データベース)上の在庫耳標数及び繁殖可能雌牛頭数から一年間の必要予想耳標数を算出したものを、都道府県において確認を行い申請の上、発注しています。

実際の発送は、耳標メーカーの製造能力に応じ、5月中旬より在庫数が少ない農家から順次発注を行い、6月初旬から発送を行っています。

20年度の耳標の種類は次の通りです。

#### ア 通常耳標

オールフレックス社製



ハプトナー社製



ジータッグ社製



#### イ 再発行

オールフレックス社製



ハプトナー社製



ジータッグ社製



注：再発行耳標にのみ「NLBC」の横に「R」（Reissue:再発行）の印が付いています。

### (2) 耳標が不足した場合（耳標の管理換え）

耳標が不足した場合は、農協など、所属団体にご連絡をお願いします。

申し出を受けた所属団体が在庫を確認したうえで、必要頭数分を管理換にて配布します。

耳標の発注作業は、各農家ごとの発注実績、耳標在庫数量及び繋養頭数等から計算したうえで、発番しています。

その為、データベース上での耳標発番先以外の農家はその番号で耳標の装着を行い出



生報告をした場合はエラーとなります。

発番先以外の農家が耳標を使って登録する場合には、あらかじめ耳標の管理者変更の処理(管理換え)が必要となります。

耳標の管理換え手続きについては、農協などの所属団体が各都道府県の個体識別担当主務課(77ページ参照)に申請することで行っています。

### (3) 耳標が脱落した場合等

#### ア 耳標の取り外しの禁止及び例外

装着済みの耳標を取り外す等、個体識別番号の識別を困難にする行為は禁止されています。

また、自然に耳標が脱落した場合であっても両耳に耳標が装着されていない牛を譲渡し等又は譲受け等を行ってはならないこととされていますので注意して下さい。ただし、以下の場合は取り外し等並びに譲渡し又は譲受け等が認められます。

- (ア) 牛が耳の疾患にかかっているとき
- (イ) 牛の耳に外傷があるとき
- (ウ) 耳標の劣化等により個体識別番号の判読が困難となった耳標の取り替えを行う必要があるとき
- (エ) 出荷直前又は輸送中に耳標が脱落した場合等

#### イ 耳標を取り外した場合等の担保措置

やむを得ず耳標を取り外した場合又は外れた場合等には、管理者は、牛個体の取り違えを防止するため、当該牛の個体識別番号の識別を可能とする以下の措置をお願いします。

- (ア) 取り外した耳標又は当該個体識別番号を記載した札を当該牛にひも等で取り付ける。
- (イ) 当該牛の耳以外の部分に個体識別番号を塗料等で記載する。

#### ウ 耳標の請求

耳標を取り外した場合や脱落又は破損した場合には、耳標の再装着の必要があるので管理者は、速やかに、耳標の再発行を、電話音声応答システム(10ページ参照)等で請求してください。耳標は再発行申請から約3週間程度で所属団体に送付されます。

- (ア) 農家コード
- (イ) 個体識別番号
- (ウ) 再発行枚数
- (エ) 脱落理由

#### エ 留意事項

出荷直前又は輸送中に耳標が脱落した場合には、譲り渡し・譲り受け後、譲り受けた管理者が耳標の再装着の措置を行ってください。なお、やむを得ない理由等により再発行手続きの処理が終わらないうちに当該牛の転出報告が登録されると、再発行処理がキャンセルされます。しかしながら、再発行処理が終了している場合には、請求者に耳標が送付されますので、確実に譲り渡し先に転送いただく必要があります。

### (4) 在庫耳標

余剰在庫耳標は、所属団体へ返納してください。耳標の管理換を行い、耳標不足農家に活用します。在庫耳標の有効活用にご協力をお願いします。

個体識別耳標は、「補助事業」により配布されています。そのため余剰在庫が発生すると、必要な農家に耳標が供給できず、補助金の適正執行上も大きな問題が発生します。

**(5) 耳標装着器（アプリケーター）の適合性**

ア 個体識別耳標は、補助事業において毎年度入札により決定しているため、必ずしも毎年同じタイプの耳標が同一農家に配布されるとは限りません。

イ アプリケーターによっては、装着する場合に留意すべき点がありますので新たなタイプの耳標を装着する際は、送付される耳標の箱（袋）に同付されている「耳標装着マニュアル」を良く読んで牛に装着するようお願いします。

ウ 新規農家の方でアプリケーターをお持ちでない場合は、平成13年度に補助事業により購入したアプリケーターが所属団体、もしくは都道府県の個体識別担当主務課に残っている場合がありますので、農協など所属団体等にご確認をお願いします。

所属団体、都道府県の個体識別担当主務課に残っていない場合は、配布する耳標に適合するアプリケーターをご購入願います。

エ なお、アプリケーターに関するお問い合わせは、家畜改良センター個体識別部企画管理課（78ページ参照）にご連絡をお願いします。

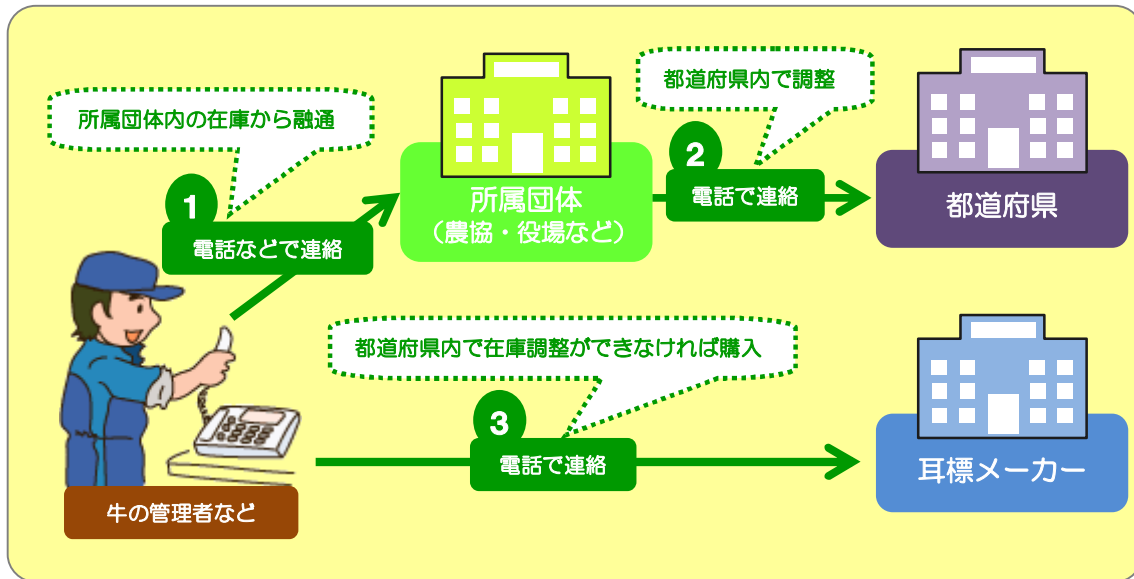
**《 参 考 》****アプリケーターの種類（平成20年度現在）**

種類（メーカー）	日本での取り扱いメーカー	色などの特徴の一例
<b>オールフレックス</b> 	フジタ製薬（株）	金属部品：赤 プラスチック部分：黒 「ALLFLEX」の文字が刻印 
	顧客センター TEL：042-661-1970	
<b>ハプトナー</b> 	ウニスト（株）	全体的に緑「h」の文字が刻印 
	TEL：03-5642-7536	
<b>ジータッグ</b> 	サージミヤワキ（株）	表面側：白 内側：青 「Zee」の文字が刻印 
	TEL：03-3449-3711	

**【注意】** ハプトナー耳標はオールフレックス製のアプリケーターでも装着可能です。



### (6) 耳標装着器（アプリケーター）が破損した場合



ア 平成13年度に補助事業により購入した耳標装着器(アプリケーター)が所属団体、もしくは都道府県の個体識別担当主務課に残っている場合がありますので、農協など所属団体等にご確認をお願いします。

イ 農協など所属団体、都道府県の個体識別担当主務課に残っていない場合は、適合する耳標メーカーの耳標装着器(アプリケーター)をお買い求め願います。

ウ 耳標装着器(アプリケーター)の購入先については、7ページのアプリケーターの種類をご確認願います。